

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用料
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第12条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第12条;別表第1～第3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市三丘温泉条例第16条
基準規定	周南市三丘温泉条例第16条
処分基準	周南市三丘温泉条例第16条（不正行為の処分） 第16条 不正行為により、第8条に規定する分湯の供給量を超過使用し、又は使用料の納付を免れたものに対してはその超過使用料の3倍に相当する金額を過料として徴収する。
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	供給の停止又は供給許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市三丘温泉条例第11条
基準規定	周南市三丘温泉条例第11条
処分基準	<p>周南市三丘温泉条例 （供給の停止又は供給許可の取消し） 第11条 受給者が次に該当するときは、市長は分湯の供給を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>（1） 第6条の許可があった日から6箇月以内に施工工事をしないとき。 （2） 営業を休業又は廃業したとき。 （3） 分湯を目的以外に使用し、又は他に分湯したとき。 （4） 営業主に異動があつて、第14条の手続をしないとき。 （5） 許可の条件又は指示に違反したとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	申込金の納入
処分権者	市長
根拠規定	周南市三丘温泉条例第7条
基準規定	周南市三丘温泉条例第7条;別表第1
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例施行規則第5条
基準規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例施行規則第5条
処分基準	<p>周南市長野山緑地等使用施設設置条例施行規則 （許可の取消し）</p> <p>第5条 条例第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例及びこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設若しくは設備をき損、破損、汚損をしたとき、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 周南市長野山緑地等使用施設区域（以下「施設区域」という。）内に存する植物を盗掘、伐採、打折し、動物を捕獲、殺傷したとき、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(5) 指定管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(6) その他管理上支障があると認めるとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用料
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例第7条
基準規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例第7条;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	利用料金
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第19条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第19条;別表第1～第3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第16条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第16条
処分基準	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第16条（監督処分）第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力の一部を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは東善寺ふれあいの里から退去を命ずることができる。（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。（2）市長の指示に従わないとき。（3）偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。（4）その他市長において公益上必要があると認めるとき。
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	